



鳴商第100号の1
令和7年5月23日

徳島県知事 殿
(企業支援課扱い)

鳴門市長 泉 理彦
(担当課：商工政策課)

株式会社ナフコ(大規模小売店舗「ホームプラザナフコ鳴門店」)の
届出に係る大規模小売店舗立地法に基づく意見について(回答)

令和7年3月14日付け企第718号で照会のありましたこの届出については、次のとおり意見を述べます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームプラザナフコ鳴門店
所在地 鳴門市里浦町栗津西開168番1ほか

2 意見

事項(項目)名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (1) 騒音の発生に係る事項 ア 騒音問題に対応するための対応策について
意見の内容	・騒音規制法や徳島県生活環境保全条例などの法令並びに条例規則を遵守するとともに、基準値を下回る程度の騒音であった場合も、周辺住民等から苦情があった場合は、誠意を持ってこれに適切に対応すること。 特に深夜の時間帯においては、十分な注意を払うこと。
理 由	事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保存するために必要な措置を講ずるとともに、環境の保全上の支障を防止するため、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。(鳴門市環境基本条例第5条より抜粋) また、当該地は騒音規制法及び徳島県生活環境保全条例の指定地域である。

(注) 事項(項目)ごとに作成のこと。(別紙2参照)



鳴商第100号の1
令和7年5月23日

徳島県知事 殿
(企業支援課扱い)

鳴門市長 泉 理彦
(担当課：商工政策課)

株式会社ナフコ(大規模小売店舗「ホームプラザナフコ鳴門店」)の
届出に係る大規模小売店舗立地法に基づく意見について(回答)

令和7年3月14日付け企第718号で照会のありましたこの届出については、次のとおり意見を述べます。

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームプラザナフコ鳴門店
所在地 鳴門市里浦町栗津西開168番1ほか

2 意見

事項(項目)名	2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項 (3) 街並みづくり等への配慮等 エ その他街並みづくり等への配慮に関すること
意見の内容	・近隣農地における営農について支障が無いよう配慮すること。 ・事業地からの排水等において、近隣農地、農業用施設(農業用排水路・農道等)に支障が生じることの無いよう適切な処置、管理を行うこと。又、支障が生じた場合には、速やかに関係者へ連絡し、届出者の責任において支障を取り除くこと。 ・事業地からの排水管理について、適時、地元土地改良区との連絡調整のもと、適切な排水管理を行うこと。
理 由	当該店舗の敷地が農地に隣接しているため。

(注) 事項(項目)ごとに作成のこと。(別紙2参照)